

公開草案からの変更点は？ Q&A で読む サステナビリティ開示基準

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は3月5日、3本のSSBJ基準（「サステナビリティ開示基準の適用」「一般開示基準」「気候関連開示基準」）を公表した（公表日以後終了する年次報告期間から適用可）。開発に当たっては、原則としてIFRSサステナビリティ開示基準の要求事項をすべて取り入れるとした上で、相応の理由が認められる場合には、IFRSサステナビリティ開示基準の要求事項にサステナビリティ開示基準独自の取扱いを追加し選択することも認めている。本特集では、2024年3月に公表された公開草案からの変更点などを中心にQ&A形式で解説する。

プライム上場企業以外でも適用可

Q SSBJ基準の適用対象企業について教えてください。プライム上場企業以外でも適用することができますか。

A SSBJ基準では、特に適用対象企業を定めていないが、プライム上場企業が適用することを想定して開発が行われている。ただし、金融商品取引法以外の法令の定めに基づきSSBJ基準に従った開示を行う場合や、任意でSSBJ基準に従った開示を行う場合にも適用することができるようにしている。とはいつてもSSBJ基準は、基本的にプライム上場企業以外の企業における固有のニーズや課題などを考慮して開発されたものではない点に留意したい。なお、金融商品取引法に基づく法定開示におけるSSBJ基準の適用対象企業は、現在検討を行っている金融審議会の「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」で決定される。現時点では、まずは、2027年3月期から時価総額3兆円以上のプライム上場企業から適用される方向となっている。

今後、SSBJ基準も個別の告示指定の方向

Q SSBJ基準は、企業会計基準委員会（ASBJ）が開発する会計基準等と同様、法的に担保された基準という理解でよいですか。

A 現時点では法的に担保された枠組みはないが、今後、SSBJが開発する開示基準についても、ASBJの会計基準等と同様、個別の告示指定が行われる方向となっている。